

掛川市規則第 1 号

掛川市再開発住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

掛川市長

(別紙)

掛川市再開発住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市再開発住宅管理条例施行規則（平成17年掛川市規則第120号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成17年掛川市条例第144号」の次に「。以下「市営住宅管理条例」という。」を加える。

第2条の次に次の5条を加える。

（公告）

第3条 市長は、条例第4条の2第1項の規定により掛川市再開発住宅（以下「再開発住宅」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定をする予定期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（指定の申請）

第4条 条例第19条の2第1項の規定による申請を行うものは、掛川市再開発住宅指定管理者指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第19条の2第1項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 再開発住宅の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定の通知）

第5条 市長は、条例第19条の2第2項の規定による指定をしたときは、指定したものに対し、掛川市再開発住宅指定管理者指定書（様式第2号）により通知するものとする。

（技術的読替）

第6条 前条の規定により指定管理者が業務を行う場合において、条例第16条第1項、第18条第1

項及び第19条第1項により市営住宅管理条例を準用するときは、市営住宅管理条例第4条、第40条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則の次に次の2様式を加える。

掛川市再開発住宅指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

掛川市再開発住宅の指定管理者の指定を受けたいので、掛川市再開発住宅管理条例施行規則第4条第1項の規定により、申請します。

（注）申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- （1）事業計画書
- （2）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- （3）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- （4）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5）再開発住宅の管理に関する業務の収支予算書
- （6）その他市長が必要と認める書類

掛川市再開発住宅指定管理者指定書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、掛川市再開発住宅管理条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり指定したので、掛川市再開発住宅管理条例施行規則第5条の規定により、通知します。

指定をした施設	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

（注）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、掛川市再開発住宅管理条例に定めるもののほか、詳細については、協議の上、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に行われる条例第19条の2第2項の規定による指定は、第3条の規定にかかわらず、公告することを要しない。